

陳 情 書

集合住宅での組織的嫌がらせ行為（集団ストーカー犯罪）の解明と 予防策を求める陳情

《陳情内容》

地域の集合住宅内に於いて組織的嫌がらせ行為（集団ストーカー犯罪）他の入居者や近隣の人を使い引っ越しせざる負えない状況に追い込まれている場合があります。

これは集合住宅に限らず、一戸建て団地でも地上げ目的等で引っ越しに追い込まれる場合もあります。これを長期に渡り、引っ越しする予算も無く、その団地内で孤立し堪えている方々が救済を求めています。公営の団地でも行われ、自治会等が中心になり組織立って追い出し工作をやっているとの被害者さんの声が多々あります。

犯罪として訴えても警察は軽微な犯罪と相談のみで一向に調べず、自治会を指導する機関も存在しませんし、不動産管理会社も理解出来ず退去を求めて来ることになります。

更に本年8月5日朝日新聞記事（ドキュメント2024）老いる団地、複数の人に幻聴が聞こえる東京・多摩ニュータウンという記事がありました。

昭和の高度経済成長期の遺物が病巣となり集団ストーカー・テクノロジー犯罪者が巢食う

築50年以上の老朽化団地を生活保護受給者に斡旋する不動産屋、社団法人があり生活保護費をピンハネする悪徳業者を貧困ビジネスと呼び、その人達を利用し嫌がらせ犯罪（集団ストーカー・テクノロジー犯罪）に加担させていると考えられます。

朝日新聞の記事にある幻聴は、現在ではマイクロ波聴覚効果、V2K 骨伝導音声送信という技術を使い演出可能であり、多くの被害者が以前から訴えているものであります。

これら生活保護者の実態（犯罪関与）や自治会の指導、嫌がらせ追い出し工作、現代型地上げ工作、嫌がらせに使われる機器類（盗聴盗撮器、騒音発生元、電磁波悪用）貧困ビジネスの調査解明を訴え陳情致します。

《陳情項目》

- 1 公営の集合住宅自治会への組織的嫌がらせ追い出し工作等の調査と指導
- 2 生活保護受給者への組織的嫌がらせ行為(集団ストーカー犯罪)の関与を防ぐ施策を検討し指導する。
- 3 これら組織的嫌がらせ行為(集団ストーカー・テクノロジー犯罪)の専門窓口と調査班の設置
騒音、異臭、毒物、電磁波を調べる測定器類の設備を整え、これを訴える市民の近辺測定、そして
近隣を訪問し注意喚起案内を手渡す。